

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：32648

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720233

研究課題名(和文) 近世における日本語表記の意識と実態に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Writers' Attitude toward the Use of Japanese Notation in the Edo Period

研究代表者

内田 宗一 (UCHIDA, SOICHI)

東京家政学院大学・現代生活学部・准教授

研究者番号：30314339

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円、(間接経費) 660,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近世を対象に、日本語表記に対する意識と表記実態との相関を考察することを目的としたものである。具体的には、近世の国学者に注目し、彼らの表記意識をその著述の読解を通じて明らかにするとともに、それが彼らの著述における表記実態にどう反映しているかを分析した。その結果、国学者たちの間には表記の規範を古代に求めようとする意識が存在したこと、その意識にもとづいて古代的な要素を含んだ表記を自らの著作で実践した事例の存在することが、あらためて確認された。そして、国学者相互の影響関係のもと、そのような事例は従来指摘されていたよりも広い範囲にわたって行われていたことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to consider the correlation between the writers' attitude toward Japanese notation and its actual use in the Edo Period. Specifically, the writing conventions of kokugakusha (Japanese scholars of classical culture) are examined through the textual analysis in order to clarify their choice of notation. It has been previously written by this author that kokugakusha in the Edo Period followed ancient writing conventions in their own writings. The present study indicates that writing customs dependent on ancient conventions were more widely accepted in the Edo Period than had been pointed out before.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：言語学・日本語学

キーワード：国語学 国語学史 文字史 表記史

### 1. 研究開始当初の背景

表記史研究は、各時代の個別の資料における表記実態を厳密に観察し、記述を積み重ねていくことによってなされていく必要がある。そして、記述された結果を踏まえて、そのような表記が書き手のどのような意識・意図によってなされたものであるのか、資料性を見極めながら注意深く解釈を行い、その時代における表記のありようを明らかにしていかなばならない。

しかし、その解釈を行うにあたってはいくつかの困難も存する。例えば、表記実態の観察結果として何らかの使い分けがあるように見えた場合でも、それだけでは、それが書き手自身の明確な基準にもとづいてなされた結果であるとは必ずしも断言することはできない。書き手としては特別な意図をこめて使い分けただけではなく、見かけ上、偶然そのように見えたというだけである可能性もありうるのである。このような問題に対処するための手だてとして、注目したいのは言語に対する内省や考察を記した資料の活用である。そこに見られる表記意識に関する記述に着目し、それを表記実態と対照させ、両者の間にどのような重なりもしくはズレがあるのかを見極める作業を行うことで、意識と実態との関わり合いという観点から当時における表記のあり方を複眼的により深く追究していくことが可能となると考えられるのである。

ここで言う、表記意識に関する記述を残しているような資料としては、具体的にはさまざまなものが想定される。例えば、字書・辞書の類からは正字・俗字などといった漢字字体の規範意識が読み取れるであろうし、仮名遣い書や歌書の類では仮名遣い意識のほか仮名文字遣(異体仮名の使い分け)に関する記述が記されていることもある。こうした資料の側面から眺めた場合、近世という時代は、資料となりうる多様な文献が豊富に現存しているという点で注目される。上述の字書・辞書や仮名遣い書はもちろんのこと、当期に多く出版された往来物・重宝記といった教科書や啓蒙書の類も、当時における表記意識を読み解く上で有効である。また、近世は、それまで貴族のものであった学問が一般化・大衆化した時期としても捉えられ、多くの学術的な著作が出版された。特に国学の分野においては、日本語自体が考察の対象に含まれるということもあって、国学者による古典研究や日本語研究、随筆等の著作中には、筆者の文字観や表記意識に関する記載があることも稀ではない。中には、国学者が自らの著作を出版するに際して使用すべき文字を指定したような資料も存する。さらに、出版文化との関わりから言えば、稿本類に記された、原稿を板下に清書する専門職人である筆耕に対する作者からの指示書きの中には、漢字字体や仮名遣いなどに関する事柄が記されているケースが認められ、板本においてどの

ような表記を実現させたいと考えているのかという、作者の表記意識を窺い知ることができる。表記の問題を、意識と使用実態との相関という観点から考察する上で、近世という時代は格好の対象となると考えられる。

### 2. 研究の目的

本研究は、上述のような問題意識にもとづき、近世における日本語表記について、表記意識に関する言説の考察と表記実態の調査との両面から分析を行うことをめざすものである。具体的には、国学者たちの著作における日本語表記の使用実態と背景にある表記意識との関わり合いの問題を主な目的として設定する。

国学者の著述の中には、近世当時一般の姿とは異なる、特殊な仮名字体の使用がなされている資料を見出すことができ、なおかつそれが表記の面で古代を志向しようとする意識にもとづくものであることを読み解くことができる。研究代表者は、本居宣長『古事記伝』板本に認められる、近世として一般的でない特異な仮名字体が多用されるという表記上の特徴について、宣長の書簡資料における使用字体指定の指示書きや、宣長および同時代の国学者の著述から読み取れる文字観についての検討から、これは訓に由来する仮名字体の使用を避け、音仮名出自の字体を統一的に使用しようとする意図によるものであると論じた。そして、それは古代における日本語表記の実態に則った表記原則を創出する試みとして捉えられるものであることを述べた。このような復古的な表記意識にもとづく表記の実践という事象は、他の宣長の著作や賀茂真淵・楯取魚彦の著作にも認められるものである。この事象は、当時の国学者の間でどのような広がりや有していたのか、対象とする人物・資料を広げて調査を積み重ねていくとともに、そうした復古的な表記意識にもとづく表記について、それを実践した国学者たちの間に相互の影響関係を想定することができるのかについても検討を行い、古代志向を反映した日本語表記の実践の広がりおよびその展開を明らかにすることをめざす。

### 3. 研究の方法

本研究は、近世の日本語表記について、当時の人々の有していた表記意識と、実際に資料の上に現れた表記実態の両面から分析を行うことによって、両者の相関を考察しようとするものである。資料上の表記実態の分析を通じて表記意識を推察することの困難さに対処する方策として、言語に対する内省や考察を記した資料に注目し、表記史研究へ活用する。

調査対象として設定した人物につき、その著述について自筆資料を中心に調査・収集を行い、それらの資料における表記実態を調査し、仮名字体表など各種データを作成する。

並行して、対象者の著述につき、読解作業を進め、日本語表記についての言説や言語意識に関わる記述を抽出する。以上の作業の成果を総合させ、表記意識と著作に現れた表記の実態との相関を分析する。

#### 4. 研究成果

##### (1) 鹿持雅澄著述における表記について

土佐の国学者・鹿持雅澄を対象に、その著述の収集・読解を進めるとともに、自筆資料における表記の実態について調査を実施した。その結果、鹿持雅澄による万葉集注釈書『万葉集古義』稿本の一伝本（高知甲本）における使用仮名字体について、古代を志向する復古的な表記意識にもとづく用字がそこに認められることを明らかにすることができた。

具体的には、鹿持雅澄『万葉集古義』稿本（高知甲本）では、そのうちの一部の巻・冊において、訓仮名を由来とする仮名字体の不使用や、上代文献における音仮名と字源の共通する仮名字体の使用といった表記上の特徴が認められた。それらの仮名字体の中には、直接の典拠である『万葉集』で使用されている万葉仮名と字源の重なるもののほか、『古事記』『日本書紀』など『万葉集』以外の上代文献でのみ使用が認められる音仮名にもとづく字体も含まれている。高知甲本では、原典である『万葉集』のみに限らず、広く上代文献に見られる音仮名と字源の重なる仮名字体を取り入れていたと言える。こうした表記は、近世後期当時における一般的な仮名字体を基盤におきつつ、雅澄が、上代における万葉仮名表記のありようを念頭に、言わば古代めかした要素を取り入れようとしたものとして捉えられる。その背景には、万葉仮名を借音と借訓とに区別した上で、正統な仮名は音仮名であるとする雅澄の万葉仮名観や、本居宣長の著作からの影響があるものと考えられる。ただし、そのような高知甲本における表記は、明治期に入ってから刊行された『万葉集古義』板本には引き継がれていない。それは、板本の出版が雅澄の没後になされたものであり、仮名字体の選択に込められた雅澄の意図が的確に伝わらなかったことによると考えられる。

先に調査した本居宣長の著作においては、訓仮名出自字体の不使用という古代志向を反映した日本語表記の実践が認められたのは、『古事記伝』板本および『国号考』板本の2点であり、これらはいずれも、宣長の長男である本居春庭が筆耕を担当したものであった。このことから、訓仮名出自字体の不使用という表記の実践には春庭の存在が大きく関わっていると考えられた。そして、春庭が眼病を患い、筆耕の役を務めることが困難になって以降は、宣長の著作においてこうした表記が実践されることはなくなり、平田篤胤など後代の国学者が自らの著作において『古事記伝』板本を模した表記を試みた場

合も、一見して特徴的な仮名字体や文字の横並び書式を取り入れるのみにとどまり、訓仮名出自字体の不使用という表記原則を理解して、これを引き継いで実践する者は出現しなかったと考えていたのであるが、しかしながら、今回の調査によって、本居宣長よりも後の世代の国学者が訓仮名出自字体の不使用を実践した事例の存在することを明らかにすることができた。

この訓仮名出自字体の不使用という表記原則は、宣長の『古事記伝』板本・『国号考』板本の刊行よりも早い時期に、楢取魚彦『古言梯』において実践されていた。宣長は、同じ賀茂真淵門下の国学者であり、なおかつ書簡のやりとり等の直接的な交流もあった魚彦から影響を受けて、『古事記伝』板本の表記を行ったと考えられ、またそうした古代に範を求めようとする発想の根底には、宣長・魚彦両者の共通の師である賀茂真淵からの影響も想定されるところである。古代志向を反映した日本語表記が、一部の国学者たちの間で互いに影響を与えあいながら継承され、展開していった流れについて、新たな知見を加えることができた。

##### (2) 草鹿砥宣隆著述における表記について

三河の国学者・草鹿砥宣隆を対象に、その著述の収集・読解を進めるとともに、自筆資料における表記の実態について調査を実施した。豊橋市中央図書館、豊橋市美術博物館（森田家文庫）、西尾市岩瀬文庫、名古屋市鶴舞中央図書館に所蔵される草鹿砥宣隆関連資料について、自筆資料を中心として書誌調査ならびに撮影を行った。その結果、草鹿砥宣隆の自筆資料については、日本古典籍総合目録データベースにより把握できる範囲内において、全点を網羅的に調査するに至った。

上に述べたような調査の結果、草鹿砥宣隆の著述のうち、名古屋市立鶴舞中央図書館蔵『古言別音抄』（漢字平仮名交じり文部分）、豊橋市中央図書館（羽田八幡宮文庫）蔵『仮字授幼開題』、豊橋市中央図書館（羽田八幡宮文庫）蔵『旋頭歌抄』の3資料において、古代志向を反映した日本語表記の実践が認められた。より具体的には、これらの資料においては、全体を通じて、次のような表記上の特色が見出せる。

訓仮名出自の仮名字体は原則として使用されていない。

清音・濁音の仮名字体が使い分けられている。濁音の仮名字体には濁点は原則として付されない。

上代特殊仮名遣の甲類・乙類の別にもとづく仮名字体の使い分けが認められる。仮名字体の字源にあたる漢字が、上代において万葉仮名として使用された場合に、甲類・乙類いずれの万葉仮名として使用されていたかを踏まえた上で、その語に含まれる音節が上代

特殊仮名遣では甲類・乙類のどちらで表記されていたかによって、それにそった仮名字体を選択して用いている。

これらの表記上の特色のうち、使用仮名字体による清濁の区別、上代特殊仮名遣の甲類・乙類の別にもとづく仮名字体の使い分けという2点は、これまで調査してきた他の国学者の著作には見られなかったものである。草鹿砥宣隆は上代特殊仮名遣研究に従事し、その成果を『古言別音抄』としてまとめあげている。の特色は、自らの上代特殊仮名遣研究の成果をうけて、草鹿砥宣隆が新たに創出した表記原則であると考えられることができる。古代志向を反映した日本語表記が一部の国学者たちの間で継承されていく流れの中において、先行する国学者のやり方をただ模してなぞるだけでなく、古代語研究の深化にともなってそこに新たな要素が付け加えられていったという展開を推察することができる。

このような草鹿砥宣隆著述における、古代志向を反映した日本語表記実践の背景には、宣隆自身の文字観・表記意識が大きく関わっていると考えられる。豊橋市中央図書館(羽田八幡宮文庫)蔵『仮字授幼開題』には、宣隆の仮名遣い観に関する記述が多く見出せるが、そこからは次のような宣隆の考えを読み取ることができる。

古代における万葉仮名の用法に倣った書き方を、近世後期当時における平仮名使用にも援用すべきである。

清音字・濁音字の使い分けについて、平仮名は万葉仮名とは違って濁音字が存在しないことが不満である。古代の万葉仮名にのっとり、平仮名も清濁の字体を使い分けるべきである。

和歌の表記について、その和歌がどの時代の詠みぶりを踏まえたものであるかといった点を踏まえて、その歌風に即した時代の規範にもとづく表記をすることは構わない。しかし、宣隆自身の立場としてはもっぱら古代に規範を求めることをよしとする。

草鹿砥宣隆著述における古代を志向する表記は、以上のような宣隆の学識にもとづく表記意識が根底にあって実践されたものであると言える。ただし、その一方で の点からは、古代に範を求める表記のありようは、近世後期当時として一般的なものではなく、一部の者のみに限って認められる傾向であったことが推測される。

また、さらに言えば、草鹿砥宣隆の自筆資料のすべてにおいて上述のような古代を志向する表記が実践されているわけでもない。異体の仮名字体の使い分けが可能である漢字平仮名交じり文の範囲内で見てみても、古代を志向するような表記の実践が認められない資料の方がむしろ多数を占める状況に

ある。調査を行った草鹿砥宣隆自筆資料の全体像を踏まえた上で、古代に範を求める表記が実践された3資料に共通する特徴を、そのような表記が実践されなかった自筆資料群との比較のもとで整理すると、以下の点が指摘できる。

#### 内容

3資料は、上代特殊仮名遣や古代歌謡など、いずれも古代に関する考察を内容として有する著作である。

#### 体裁

3資料は、文字の書きぶりや、訂正・加筆等の書き入れがほとんど見られない点、また識語の記載内容(『仮字授幼開題』)などの諸点から、いずれも清書本として位置づけられる資料であると目される。特に名古屋市立鶴舞中央図書館蔵『古言別音抄』については、薄様の料紙に記されており、板行を企図して作成された板下であるとも思われる体裁を有している。

#### 執筆時期

3資料は、序跋や識語の記載内容から、いずれも嘉永2年の成立であると判断される。草鹿砥宣隆は、ある特定の一時期に限って、古代に範を求める表記の実践を試みていたという可能性も考えられる。

こうした共通点の存在を考えると、草鹿砥宣隆は、自らの著作において古代を志向する表記原則を適用するか否かを、執筆する資料の性格に応じて、そのつど判断していたものかと考えられる。

以上述べてきたとおり、草鹿砥宣隆自筆資料に関する調査の結果、古代を志向する復古的な表記意識にもとづく仮名の用字がそこに認められることを明らかにすることができた。特に上代特殊仮名遣にもとづく仮名字体の使い分けという点は、他の国学者の著述には見出されなかった特色であり、近世国学者の日本語表記に関する問題を考察する上での新たな視点が得られたと言える。また、このような事実は、今後、上代特殊仮名遣研究史上における草鹿砥宣隆の位置付けを考察する上でも有用な材料となることが期待される。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計1件)

内田宗一、草鹿砥宣隆著述の仮名字体、第25回表記研究会研究発表会、2013年1月26日、清泉女子大学

〔図書〕(計1件)

国語文字史研究会編、和泉書院、国語文字史の研究14、2014、pp.89-108

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内田 宗一 (UCHIDA SOICHI)

東京家政学院大学・現代生活学部・准教授

研究者番号：30314339

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし